

# 令和6年美郷町議会議事録

## 第1回 定例会（第2号）

招集年月日	令和6年 2月27日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和6年 2月 29日 午前 9時30分				
		議長 原 克 美				
	散会	令和6年 2月 29日 午前10時19分				
		議長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員  出席 11名 欠席 0名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	○	8	藤原修治	○
	副議長 (7)	福島教次郎	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	籾根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○
	5	中原保彦	○			

会議録署名 議員	10番	篠根正一	11番	山本幹雄
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	安田茂樹	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀		
議事日程		別紙のとおり		
会議に付した事件		別紙のとおり		
会議の経過		別紙のとおり		

# 令和 6 年美郷町議会第 1 回定例会議事日程 (第 2 号)

令和 6 年 2 月 2 9 日 (木) 午前 9 時 3 0 分 開会

日 程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	<p>議案質疑</p> <p><b>【条例案】</b></p> <p>議案第 3 号 美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 4 号 バリの町条例の制定について</p> <p>議案第 5 号 美郷町文化財保存活用基金条例の制定について</p> <p>議案第 6 号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 7 号 美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 8 号 美郷町ファミリー向け移住住宅条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p><b>【予算案】</b></p> <p>議案第 9 号 令和 6 年度美郷町一般会計予算</p> <p>議案第 10 号 令和 6 年度君谷診療所特別会計予算</p> <p>議案第 11 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第 12 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算</p> <p>議案第 13 号 令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算</p>

	<p>議案第14号 令和6年度美郷町簡易水道事業会計予算</p> <p>議案第15号 令和6年度美郷町下水道事業会計予算</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第16号 美郷町過疎地域持続的発展計画の変更について</p> <p>議案第17号 辺地に係る総合整備計画の策定について</p> <p>議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第20号 町道路線の認定について</p> <p>議案第21号 町道路線の認定について</p> <p>議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p>
3	議案の委員会付託

(開 会 午 前 9時 30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番・旗根議員、11番・佐竹議員を指名いたします。

日程第2、議案質疑を行います。

これより、議案第3号から議案第8号までの条例案について、順次質疑を許します。

初めに、議案第3号について、質疑を許します。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続きまして、議案第4号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

2番、牛尾です。バリの町条例でございます。バリの町づくりを進めていくと。バリの町づくりについては、2ページですね。の後段のところ、美郷町と親和性の高い気風を持つバリ島の文化を積極的に楽しむ。またバリ島の文化を愛好する多様な人たちの結びつきの輪を広げ強化するという、これについてはそうかなというふうに私は思います。極めて、何ていうかな、常識的な内容になってるんだろうと思います。ただ、3ページに入ってくると、それぞれの役割ですね。分担、あるいは努力義務的なことが書いております。町、町民、関係者、来町者というふうなことで、基本的に、国際的な子どもの時からですね、国際的な感覚を養うとか、町民が、そういう交流を通じて幅広い人間関係を構築して、町としていい町になっていくということは、これ当然否定するもんじゃないし、進めていかないといけない。ということなんですけども、今回はバリということで、今までの30年間の伝統を活かしたということの条例ということなんですけども、第3条のところちょっと気になりまして、これ2号になるんですかね、2項になるんですかね。(2)ですね、町民は、家庭、地域、学校、職場等の様々な場において、バリの文化・芸能を知り、楽しみ、またその魅力を他者に伝える等により、バリの町づくりに参画するよう努めるものです。町の努力をしましよというところで、いわゆる学校の教育分野までですね、こここのところまで踏み込んでですね、努力をしましよというの、私はちょっと言い過ぎかなというふうに感じております。いかがでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

質問なんですか。ご意見でしょうか。ご意見でしたら反対討論でやっていただければと思うんですが、質問をもう1回おっしゃってください。

●牛尾議員

ここの第3条の今申し上げたところについてはですね、どういったところを意図されておりますでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

失礼いたします。どういった取組みかと申しますと、既にですね、学校でも、バリの給食などの取組みが進められておりますし、そもそも牛尾議員さんもおっしゃられましたように、努める。努力義務でございます。これはこれに皆さん加わっていただいて、こういう取組みをしていきたいと思いますというものなので、押しついたりだとか、強制したりだとか、そういう趣旨というものではございません。それはですね、そういったことをよく私どももですね、どう言ったらいいですかね。そうですね。まず、前文のところから導きますと、そういったものを強制したりだとかっていうわけじゃなくて、みんな、こういうものを楽しんでやっていきたいと思いますという趣旨ですので、例えば、どういったらいいですかね。規制制限をかけるといった意味の努力義務というものとは、そもそも趣が異なっておるものであるということでございますので、こういうふうな取組みをやっていきたいと思いますということでございます。これ、ご質問にお答えしたことになりますでしょうかね。ちょっと違えば、またご質問いただければ。

●原議長

2番、牛尾議員

●牛尾議員

要はですね、そこのところは、各個人が主体的に参加する、協力する。自分でもっと積極的に、そこに関わっていくというところは、当然、個人が判断するし、そういう組織等が判断していくんだらうというふうに思います。そういう機会をできるだけ提供していきたいと思いますというふうなことの表現でいいのではないのでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

いいんでしょうかってのは、ご意見でしょうか。これ質疑の時間ですから、質問をお願いします。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

なかなかですね、ちょっと質問がしにくいんですけども、その2番のそれぞれの町民を削除したほうが皆さんが、いわゆるもっと積極的に、積極的にといいますか、自分の意

思で、参加するという趣旨のところの広げ強化する取組み、このバリ島の町づくりというふうなものが、何ていいますかね。広くこの条例が受入れられておりますので、削除されませんか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ご意見だと思いますので、ご意見として承っておきます。

●原議長

3番、藤原みどり議員。

●藤原みどり議員

お尋ねします。既にですね、バリとの交流は、30周年、去年ですね、盛大に行われたりしてやってるんで、なぜここで条例まで結んで、バリとの交流を深めていく。条例まで結ばなくてはならないんでしょうか。今までどおりのことでは、いけないんでしょうか。ちょっと教えてください。質問です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

一昨日に条例案の趣旨をご説明させていただきました。それはお聞きいただきましたですよね。改めて言いますが、これまで、バリ島やマス村に関連して、様々な取組みを実施してきましたが、散発的、単発的な面があったため、条例を制定することで、理念や目的を明文化し、体系的、計画的に取り組んでいくことのできる体制を整えたいと思いますということをお願いしたはずで。以上です。

●原議長

他にありませんか。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

第4条、バリの日なんですけど、バリの魅力の発信、いわゆる認知度を高めるということで、9月10日、これ調印式があると思うんですけど、これを定期的にですね、そういった深めるためにイベント等、こういったものを考えてバリの日というのがあるのかちょっとお聞きしたいんですけど。できればそういったふうに、尻切れトンぼにならないように、定期的なですね、開催をされるのかどうか、ちょっとお聞きします。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

ご質問ありがとうございます。9月10日をバリの日と制定するということで、この度、制定がされました場合には、毎年やはりその9月10日を鍵にしまして、その前後のところ、イベント等も計画しております。例えばですね、役場庁舎につきまして

は、庁舎前の国旗の掲揚台にインドネシア国旗の掲揚をさせていただきましたりですか、IP 告知放送端末ございますので、こういったものを活用しまして、バリの音楽、放送させていただいて皆さんにもそういったものに親しんでいただくですとか、この前後のところで、そういったバリ芸能や文化に親しんでいただくようなイベントも開催したいというふうに思っております。また、先ほど来出ておりますバリ給食につきましても、この日にちの近いところで、小中学校ですとか、保育所等でご検討いただきたいというふうに思っております。以上です。

●原議長

他にありませんか。

●原議長

5 番、中原議員。

●中原議員

5 番です。質問か意見かということで、ちょっと私も迷ってたんですけども、質問の形で、発言させていただきます。私は、基本的にはですね、バリとの交流に賛成でありまして、この条例案にも支持したいというふうに考えておりますが、私が今日申しますのは、やっぱり、バリと日本との関係でいうとですね、ここの条例案に書かれているように、バリとのこれまでのいい関係ってのもいっぱいあるんですけども、私は、負の遺産といいますかですね、そういうものにね、やっぱり目をつぶってはいけないんじゃないかというふうに考えてるんですね。それで、私はバリとの交流はずっと進められておりますんで、色んなことを調べてみました。歴史なんかも調べてみたんですけども、インターネットにも出てくるんですが、第2次世界大戦の時に、オランダに続いて、日本があそこを占領する時期があるんですね。1943 年か4 年からですかね。それで、最初はあれだったんですけど、だんだん占領政策が厳しくなって、現地との調整もですね、非常に難しくなってその時に、三浦譲（みうらじょう）さんと読むんだと思うんですが、現地で商売をやっておられた方がですね、軍の顧問になって、現地との調整の役割を果たされるんですね。ところが、だんだん占領政策みたいなものが厳しくなって行って、現地との矛盾が深まってきたんですが、その時、この三浦さんって方大変悩まれてですね。結果として、自殺をされるんですね。そういうことが、インターネットなんか載っておりますから、よくご覧になっていただいてもいいと思ってるんですが、私はそういう負の歴史も乗り越えてですね、この友好を深めていくということが非常に大事じゃないかというふうに、思っております。今、インドネシア、あれですね、東南アジア連合の中で、主要な国になってるんですが、そのアセアンは、今、話合いで紛争解決するという努力を一貫してやっておりまして、1 年間で 1000 回を超えるような話合いを持っているというふうにも言われているんですけども、私はそういう国とですね、本当に日本が自治体レベルで交流することの意義っていうのは、本当に大きいというふうに考えておりますが、そこで質問としてはですね、そういうこの条例の中に、そういう負の遺産ですね。日本がこの地を占領してた時期もあって、そこも含めてですね、今、回復し、新しい関係をつくっていくことが大事だという、そういうことはですね、必要がないというふうにお考えなんでしょうか。質問の形にちょっと無理にしていますので、あれですが、もしお答えが可能であれば、無理にとは言いません。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ご意見だとは思いますが、様々な悲しい歴史が、日本だけではなく世界中に起こってたと思います。これは国家間で解決すべき話であり、1単位自治体のレベルで、かつ条文に盛り込むという話とは、ちょっとレベルが違うんじゃないかなということが一つ、それと現在はですね、当然インドネシア共和国と国交を樹立して、正式に、外交、交流も行っておりますので、過去のことを当然乗り越えて、そういう国交を正式に樹立しておりますので、国の間では、過去はもちろん踏まえた上で、今現在があるというふうに思っておりますので、それをわざわざ盛り込むというところまでは、少し、必要がないんじゃないかなというふうに思います。

●原議長

3番、藤原みどり議員。

●藤原みどり議員

3番、藤原です。条例の中にですね、関係者は得意・専門分野、可能な事柄などにおいて、バリの町づくりの取組みに協力するよう努めるものとする。この関係者とは、どういうことを示しておられるのでしょうか。教えてください。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

関係者につきましては、第2条の第3号で定義しておりますけれども、町の様々な施策や事業で、関わっておられる方、それからですね、そういう事業とかに直接的に関わっておられないですけれども、今年の「バリとみさと。まつり」等でいろいろ、私も人と人脈が出来たり、美郷町に訪れたバリファンの方ということを指しております。そうした方も巻きこんで、巻き込むというか、つながりを持って取組みを進め、町と一体となって取り組んでいきたいという趣旨で、関係者としておるところでございます。以上です。

●原議長

他にございませんか。

●原議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

ちょっと勉強不足であれなんですけど、バリ島の全体がマス村なんですか。だから、インドネシアは人口が多いのは分かるんですけど、バリ島の人口はどのぐらいなんですかね。それとバリ島マス村というのは、そのバリ島の中の一つのあれであって、それともその全体がマス村なのか。その辺がちょっとわからないんで。

●原議長

番外、町長。

## ●嘉戸町長

はい、ありがとうございます。おっしゃるようにマス村との交流をやっておいて、条例の名前にはバリの町条例というふうに表記しておりますので、そこが混同されてるようなところがあるというふうなご質問だと思います。まずバリ島の人口はちょっと定かではありませんけども、400万人近くぐらいじゃなかったかなというふうに思っております。マス村の人口が1万4000人ぐらい。ホテルとかピナとかがたくさんありますので、そういう外から来られてる方の人口は、村民の人口より多いというふうに聞いておりますので、実際には住まわれてる方は3万人以上ぐらいいらっしゃるんじゃないかなというふうに承知しております。それで、バリの町条例というふうに決めましたのも、もともとは、もともとはというか、今でもそうですけども、マス村と美郷町が友好協定を結んで、様々な交流活動っていうのをやっておりますので、そういう意味では、このマス村を外して、何か新しいことをやろうというふうな考えはありません。マス村との交流は、今後もしっかり大切にしていきたいというふうに思っております。ただその中であって、例えばガムラン音楽というのは、マス村固有の音楽ではなくてですね、マス村を含めた、バリ島全体で、盛んに行われているような音楽、あるいは舞踊でもありますし、そういう意味では、マス村の条例というよりも、もう少し広く、バリの町条例というふうに命名した方がよろしいんじゃないかと。逆に余り特定し過ぎますと、マス村の人しか呼べないとか、マス村の人だけでイベントをやるとかというところまで、几帳面に読み解くとですね、そういうふうな制約も出てくるかなと思いますので、条例の名前としては、バリの町条例というふうにさせていただいておりますが、今後も、マス村との交流は、友好関係は、しっかりと担っていきたいというふうに思っております。

## ●原議長

8番、藤原修治議員。

## ●藤原修治議員

バリの町条例ということでありまして、この条例が成立した場合ですね、インドネシア政府の方へ我が町はこういう条例をつくりましたよということを情報発信されるわけでしょうか。

## ●原議長

番外、町長。

## ●嘉戸町長

そのように考えております。今までも、在大阪の総領事さんですとか、あと私東京の方の、大使館に行って副大使にもお会いしたこともございます。その中でも、全国で確か8つ、インドネシアと友好を協定を結んでる自治体がございます。この8つの中で、確か3つか4つはもう都道府県レベルぐらいですので、本当に単位自治体位は、もう4つか5つぐらいだったんじゃないかなと思います。その中でも、小さい町村というのは、美郷町とマス村だけでございます。かつ、バリ島の自治体とは、この1組だけということで、この辺のところは、インドネシア国も、協和国も、非常に理解をさせていただいております。昨年行いました、友好式典には、大阪から領事が駆けつけていただきましたし、翌日のイベントに関しまし

てもですね、インドネシア共和国大阪総領事館が共催という形で、名前も連ねていただいております。そういう意味では、インドネシア共和国側も、積極的に応援をいただいているというふうに理解しておりますので、当然こういうふうな条例を制定をして、ぜひとも今後もしっかりこの友好関係を活かして、町づくりにも活かしていきたいということで、ご報告はさせていただこうというふうに思っております。

●原議長

他にありませんか。  
(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第4号の質疑を終わります。  
続きまして、議案第5号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

●原議長

7番、福島議員。

●福島副議長

7番、福島です。この基金条例、鴨山を廃止して、この文化条例の基金条例にすることは、幅広く基金を使おうということで趣旨は大変よく理解するものです。今年の前算書を見ると、これを使ったような事例、予算は見受けられなかったように思うんですけども、例えば具体的に言うと、何かその美郷町として、欲しい文化財があれば、鴨山だけじゃあ求めることは出来ないの、この文化財っちゅうことでやられると思うんですが、具体的に言うと、どういうことが想定できるのでしょうか。お伺いいたします。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。本基金条例でございますが、まず、条例制定した後に、施行規則を制定をさせていただくこととしております。この施行規則の中で、基金の処分につきまして、2点ばかり、現在、明記することを検討しております。1点目が、国、県、町指定文化財の保存活用に関する事業に処分を行うということ。2点目は、美郷町には、美郷町文化財保護審議会という組織がございます。こちらの文化財保護審議会で、必要と認められたその文化財の保存活用に、本基金活用してまいりたい、そのように考えております。以上です。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

文化財保護審議会の方へですね、民間の方から、こういう保全活動をしたいという申

し出があった場合ですね、それを審議して審議会の方でオーケーが出れば可能というふうに理解してよろしいわけですね。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。先ほど申し上げましたように、文化財保護審議会が必要と認められたということを規則で謳うことを検討しておりますので、行政から保護審議会に諮問をするだけでなくして、地域民間等から、団体等からご提言をいただいた内容を審議会でも検討、お諮りをいただいて、一定の結論を出した後に、処分等必要であれば、実施してまいりたい、そのように考えております。

●原議長

他にはありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続きまして、議案第6号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続きまして、議案第7号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

これ、内田団地にある3棟あったものを2棟にしたいということですが、これ、昭和32年度の建築ということで、これ、もう70年弱建つとる建物なんですけど、この建物の状況をお聞かせください。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

藤原修治議員のご質問にお答えいたします。現在の状況といいますと、残り1棟ありますけども確におっしゃられるように、かなり古い建物でございますので、老朽化はしておりますけれども、現在、1棟がですね、残っているという状況でございます。老朽化しているというご答弁をさしていただきたいと思っております。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

確認なんですけど、ここへ、誰かが、もう入居されておる状態なんですか。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

はい。ここには、入居をされていらっしやいます。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

これ、耐震化された住宅なわけでしょうか。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

この建物については、耐震化のほうは、対応していない住宅となっております。

●原議長

他にありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続きまして、議案第8号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

この条例は、令和6年4月1日から施行するということでの提案でありますけど、根本的に、今日は2月29日で、ちょっと1日、特しとりますけど、明日からは、3月に入ります。この条例、あくまでですね、3月31日までに、このサステナブルハウスができるということを前提に、出されるわけでありますけど、現在の工事の状況は、いかがなっているか、お聞かせください。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

現在の状況ですけれども、ほぼ外観については、今、5棟、建築ございますので、少し早いところと、遅れているところございますが、おおむね外観のところは、作業の方が終わりました、今、中の方の作業であるとか、そういったところに今入っている状況でございます。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

3月31日までに完成する。4月1日以降、入居していただくとい事的前提の話ですけど、あれでも、間に合わなかったということも考えなければいけないとっております。といいますのは、やっぱり子どもさん方を連れてこられるとですね、学校の入学とか、云々かんぬん手続とかあると思います。そういった場合のことを想定してですね、もしものことを考えて、別の住宅も提供する体制を作っておかなければいけないと思うのですが、そういったことは考えておられますでしょうか。お伺いします。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

4月1日からの入居ということで、現在、3月の最後の土日のところでの、引っ越しといスケジュールで、今考えております。入居者の方にも、そのようなスケジュールで今お伝えをしておりますので、工事につきましては、もうその日を目指して、今の業者の方に頑張ってもらいたいとか、施工管理の方をしっかりと間に合うように行う、作業をしてもらいたいということを、今、考えておりますので、もしもの場合というところは、今のところは考えておりません。間に合うように、頑張っていきたいというふうに思っております。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

5番です。先日、ご説明いただいたんですけど、ちょっと聞き取りにくかったのもう一度お願いしたいと思っておりますのは、自主財源比率ですね、今度19.4%になっておりまして、これはここ数年では非常に高いほうだというふうに思っておりますが。

●原議長

中原議員、今、議案8号の質疑をしておりますが。

●中原議員

これでいいんですよ。

●原議長

ファミリー向け住宅の住宅条例の一部を改正する条例について、今、質疑を行っております。

●中原議員

住宅条例、すいません。

●原議長

8号について、質疑はございませんか。  
(なしの声)

●原議長

ないようですので、以上で議案第8号の質疑を終わります。

以上で、条例案についての質疑を終わります。

次に、議案第9号から議案第15号までの予算案に入ります。

質疑をされる方はページ数を示してからお願いいたします。

初めに、議案第9号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

令和6年度美郷町一般会計予算についての質疑を行っております。

質疑はございませんか。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

さっきのような質問をここでしていいのかどうかあれなんです、自主財源がですね、19.4%と、ここ数年では非常に高い比率になってきたと思いますが、この主な要因について説明いただけますでしょうか。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

お答えをいたします。これは、議案の説明の時にもお話をさせていただきましたけれども、別途配信をさせていただいております当初予算の概要の2ページの方をごらんいただいてもよろしいでしょうか。2ページのところで、下に、ドーナツ型のグラフがございます。その中で説明の中で、町税、それから分担金等と繰入金、これを合算したものを、自主財源比率ということで、分担金等というところの内容につきまして、本会議の中で、全ての項目をお読み上げをしたんですけれども、この中には、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入が含まれております。これを足したものが、自主財源比率で14億4586万5000円というふうに説明をさせていただきました。この場でもお話をいたしましたけれども、自主財源比率が大きく増加した理由は、基金繰入額の増によるものでございます。以上です。

●原議長

他にございませんか。

(なしの声)

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

もう1点、今のページの前ですかね、今のところでいいのかな。今の資料の4ページで、物件費のことが出ておりまして、今年度、4500万ぐらいですかね、4.2%ということになっておりまして、これについては、私、昨年9月の議会の反対討論です、物件費の中で特に委託費の問題について取り上げて、討論させていただきました。その後10月1日付で出されました予算編成方針の中でもですね、全く私の主張と違っていなかったんですが、物件費の中で特に委託費についてはですね、できるだけ抑制の方向をとるということが、予算編成方針の中で触れられておりました。この点はですね、今

回の予算の中で、どういうふうに評価されるのでしょうか。結果としてですね。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

はい、お答えをいたします。物件費の方、当然私の方も、当初予算編成方針を含めまして、経常的な経費をできるだけ抑えたいというふうに考えております。また、実際のところ物件費、委託料っていうものには、人件費と、それから、それに関わる諸材料などの経費がかかりますので、そういったものが、今、増加をしている状況ですので、安易に物件費を増やすということはしておりませんが、その中で苦労した中で、予算を組んで、結果として、こういう状況になっているというところでございます。以上です。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

今の会計課長の説明に加えて補足させていただきます。物件費上がっておりますのは、先ほど会計課長も申しあげました委託料というものが含まれております。令和6年度の予算、また、事業におきましてはですね、インターハイのプレ大会、ガムランフェスティバル、それから合併記念式典、また山くじらフォーラムといった、令和6年度は美郷町の強みを活かした様々なイベントを、20周年という節目もございますので、計画しております。その中で、どういったらいいですかね。事業、運営に係るものの委託というものが、今年度に限っては上がって、継続的なものではなくて、単発的なものとして委託料として上がってきておると。それがこの物件費を押し上げた一つの要素であろうかと。今年度に限り、令和6年度についてですけれども、ということを申し添えておきます。以上です。

●原議長

他にはありませんか。

(なしの声)

●原議長

それでは、議案第9号の質疑を終わります。

続きまして、議案第10号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続きまして、議案第11号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 12 号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので議案第 12 号の質疑を終わります。  
続きまして議案第 13 号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 13 号の質疑を終わります。  
続きまして、議案第 14 号についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 14 号の質疑を終わります。  
続きまして、議案第 15 号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 15 号の質疑を終わります。  
以上で、予算案についての質疑を終わります。  
次に、議案第 16 号から議案第 23 号までの一般事件案に入ります。  
初めに、議案第 16 号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 16 号の質疑を終わります。  
続きまして、議案第 17 号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 17 号の質疑を終わります。  
続きまして、議案第 18 号号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 18 号の質疑を終わります。  
続きまして議案第 19 号について質疑を許します。質  
疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第19号の質疑を終わります。  
続きまして議案第20号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第20号の質疑を終わります。  
続きまして、議案第21号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第21号の質疑を終わります。  
続きまして議案第22号についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第22号の質疑を終わります。  
続きまして、議案第23号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第23号の質疑を終わります。  
以上で議案質疑を終わります。  
日程第3、議案の委員会付託を議題といたします。  
お諮りいたします。

先ほど質疑を終えた議案第3号から議案第23号までの21件の議案につきましては、あらかじめお手元に配付してあります議案付託表のとおり、各委員会へ付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、付託表のとおり、各委員会へ付託することに決定いたしました。それぞれの委員会におかれましては、慎重なご審議のほど、よろしく願いをいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。  
次の会議は3月7日木曜日、定刻より開きます。  
本日はこれを持ちまして散会といたします。  
お疲れさまでした。

(散 会 午 前 10時19分)